

川口市監査告示第15号

地方自治法第242条第5項の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表する。

令和8年5月29日

川口市監査委員 西原 信一郎

同 金井 洋

同 関 由紀夫

同 飯塚 孝行

住民監査請求監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

(略)

2 請求書の提出日

令和8年3月30日

3 請求の要旨

請求人が提出した住民監査請求書及び事実証明書（別紙）に基づき、本件請求の要旨を次のとおりと解した。

(1) 川口市が管理する体育施設使用の違法性

川口市が管理する体育施設（A小学校体育館またはB小学校体育館）の使用に関して、本来非営利のスポーツ活動に対して貸し出されるべき体育施設が、「C」（以下「本件団体」という。）により、以下のように営利活動及び目的外に継続的に使用されている。

ア 体育館内で撮影した本件団体の練習映像を商業用DVDとして販売し、営利活動を行っている。

イ 本件団体は、外部から参加者を募り、参加費を徴収する有償クリニックを継続的に実施しており、事業的性格を有する収益発生構造が存在している。

ウ 体育館を練習目的で借りながら、スイカ割りやかき氷など飲食を伴うレクリエーションが行われており、行政財産の目的外利用にあたる。

エ 体育館内でろうそくへ点火する火気使用が認められ、施設利用に際して安全管理に明らかに反している。

以上の状況が本件団体のSNS等で確認され、適正な施設管理義務に反する状態が生じており、このような状況を看過すれば市の施設管理者としての責任問題となる。

(2) 求める措置

請求人は、以下のとおり川口市長に対して措置を求める。

- ア 利用申請内容やその実態と収益の有無及び規模に関する網羅的な調査
- イ 違反が確認された場合の利用許可の取り消し
- ウ 本件団体の学校施設開放団体登録停止を含む見直し
- エ 再発防止のための監視体制の強化及び利用許可審査基準の明確化並びにルール運用の厳格化

4 請求の要件審査

本件請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項及び第2項に定める要件に適合しているか審査を行ったところ、令和8年4月7日に所定の形式上の要件を具備しているものと認め、受理を決定した。

5 監査委員の除斥

監査委員は、本件請求においては、法第199条の2の規定による除斥の対象とならない。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

監査対象事項を、川口市立A小学校及びB小学校（以下「本件各学校」という。）体育館の目的外使用許可手続などを含む行政財産の管理に関する事項とした。

2 監査対象部局

監査対象部局を川口市教育委員会事務局（以下「教育局」という。）とした。

3 監査の実施

監査対象部局から、本件請求に係る関係文書等必要な資料の提出を求め、必要に応じて説明を聴取するなど、慎重に監査を行った。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づく陳述の聴取は、請求人から希望しない旨の申し出があったことから行わなかった。

5 関係職員からの陳述聴取等

関係職員である教育局職員に対し、令和8年5月12日に事実関係の確認のための陳述聴取を行った。陳述の要旨は、次のとおりである。

(1) 学校施設開放について

学校施設を地域住民が社会教育活動を行うために開放していくことは、学校教育法（昭和22年法律第26号）、社会教育法（昭和24年法律第207号）、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）などの各種法令においても努力義務とされているほか、文部科学省からも学校施設開放事業の推進として要請されており、このような点を踏まえ川口市においても、これまで長年、学校施設を開放している。

(2) 学校施設の使用許可について

学校教育に支障のない範囲において、関係法令、条例及び規則に基づき、地域活動その他公益的活動に対して使用を許可している。

(3) 学校体育施設の使用許可等について

市としての統一的な基準はないが、学校ごとに定めた利用規程等に則り学校長が判断している。

本件各学校体育館の使用に関して、A小学校は、学校施設利用団体連絡協議会、また、B小学校は、学校開放委員会での会議を経て利用団体から提出される使用許可申請書を確認後、本件各学校長がそれぞれ許可している。

(4) 学校体育施設を使用する際の遵守事項について

教育局として「学校施設の管理について」（令和7年4月1日付け学務課長通知）（以下「学務課長通知」という。）により川口市立学校（園）長に指示している。

なお、A小学校は、「学校施設利用団体連絡協議会利用規程」を、B小学校は、「学校施設・設備の利用等について」を作成し、利用団体に示している。

(5) 営利目的による使用について

営利目的に該当するか否かの具体的な基準はない。

(6) 本件団体における本件各学校体育館の使用について

本件団体の活動に関し、提出された申請書類、活動内容、団体運営状況等を見る限り、今回の請求を受けるまでは、営利目的の活動団体ではないと認識していた。

請求人が指摘している「DVDの制作・販売」、「有償クリニックの開催」、あるいは、「体育館内における火気の使用、スイカ割りやかき氷など飲食を伴うレクリエーションの実施」については、教育局及び両学校ともに把握していなかった。

また、使用後の原状回復及び安全管理について、現時点で特段の問題は、報告されていない。

(7) 今後の対応について

請求人が指摘している本件団体の活動については、教育局の指示のもと、本件各学校長が本件団体代表者に聞き取りを行い、活動の具体的な内容及び目的、収支報告などについて確認し、改善指導を行うなど適切に対応していきたい。

また、「川口市学校施設の使用料に関する条例」が令和8年6月1日から施行されることに伴い、教育局において令和8年2月4日に「川口市学校施設開放事業に関する規則」を制定し、さらに令和8年3月1日に「川口市学校施設開放事業に関する運用要綱」等を定め、川口市学校施設の利用に関して統一した仕組みを構築し、これらの規則、要綱等の基準に照らし合わせ、管理を徹底していきたい。

6 監査の期間

令和8年3月30日から令和8年5月28日まで

第3 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、監査委員の合議により次のとおり決定した。本件請求は、法第242条に規定する実質的な要件を具備しないことから、これを却下する。

以下、要件を具備しないものと認める理由について述べる。

1 事実関係の確認

関係職員である教育局職員の陳述及び聞き取り並びに提出された関係文書等により確認した事項は、次のとおりである。

(1) 使用許可手続きの違法性について

ア 行政財産について

行政財産とは、公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産であり、小学校体育館は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）第21条第2号に規定された「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産」（以下「教育財産」という。）であり、普通地方公共団体の財産のうち行政財産に含まれる。

イ 行政財産の使用許可について

行政財産の使用許可については、法第238条の4第7項において、「その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる」と規定されている。

また、川口市財産規則（昭和39年規則第9号。以下「財産規則」という。）第15条において、法第238条の4第7項に基づき、川口市長が行政財産の使用を許可できる場合について規定しており、財産規則第16条においては、課所長は申請書及び許可書案等を添付した伺書で市長の決裁を受けなければならないと規定されている。

なお、本件各学校の体育館の時間外使用の手続きに関して、行政財産の目的外使用として法第238条の4第7項の行政財産の使用許可の手続きに当たり、教育財産である学校は、地教行法第21条第2号及び第28条に基づき教育委員会が管理することとなっているので、使用の許可につ

いては教育委員会の権限で行うことができるとしている。

また、財産規則第22条の2においては、教育委員会が地教行法第21条第2号の規定により行政財産を管理するに当たっての教育財産管理の特例が規定され、財産規則第14条から第15条中「市長」を「教育長」に、「課所長」を「教育委員会事務局の分課の長」に読み替えるものとされ、教育長に使用許可の権限があることとしている。

本件の場合、教育財産の管理に関して権限を学校長に委ねているが、その根拠は川口市立小・中学校管理規則（昭和32年教育委員会規則第2号）第30条第1項による。

ウ 利用申請に当たっての利用許可について

本件各学校において、学校開放として施設を利用するためには、利用を希望する団体は申請をしなければならない。学校開放の対象となるのは、学務課長通知に則り、原則学区内の市民団体等とし、個人の利益目的等のない者となっている。

また、利用申請に当たって、利用許可申請書兼許可書及び体育学校施設利用団体名簿を提出することとされている。

A小学校にあつては「学校施設利用団体連絡協議会利用規程」が、B小学校にあつては「学校施設・設備の利用等について」がそれぞれ定められている。

本件団体は、毎月、本件各学校長あてに使用許可願又は使用許可申請書を提出し、本件各学校長からそれぞれ許可を受けている。

2 判断

(1) 執行された財務会計上の行為（財産管理を怠る事実）

ア 財務会計上の行為（又は怠る事実）に当たるかの判断

法第242条の2第1項に定める住民訴訟は、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とし、その対象とされる事項は、法第242条第1項に定める事項、すなわち公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担、公金の賦課徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実に限られるものであり、これらの事項はいずれも財務会計上の行為又は事実としての性質を有するものである。したがって、普

通地方公共団体の委員会の公有財産に係る所為が法第242条の2第1項の「違法な行為又は怠る事実」に当たるとして提起された同項各号の請求に係る訴えが適法であるといえるためには、当該委員会の所為が当該財産の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為としての財産管理行為又はその怠る事実にあたるものでなければならないと解され（最高裁平成2年4月12日第一小法廷判決参照）、地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保することを目的として提起される法第242条第1項に定める住民監査請求についても、同様であると解される。

教育委員会による学校施設の目的外使用の許否の処分は、教育財産である学校施設の使用につき、教育上及び公共上の政策的な見地から、学校施設の管理に係る教育行政上の処理を直接の目的として、その許否を決する処分であるというべきであって、学校施設の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為としての財産管理行為には当たらないと解するのが相当である（東京地裁平成22年3月30日判決参照）。

そうすると、本件請求に係る本件各学校長が行った本件団体に対する使用許可は、財務会計上の行為としての財産管理行為ということとはできないことから、請求人が求める当該使用許可の取消しについても財務会計上の行為としての財産管理行為ということとはできないと解するのが相当であり、本件請求は、その余の請求を含め実質的な要件を欠く不適法な請求であるといわざるを得ない。

(2) まとめ

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求の対象とならない不適法なものであると判断した。

(3) 意見

財務会計上の行為としての財産管理についての判断は前述したとおりであるが、今回の監査請求を受けて、本件各学校の施設管理の現状について、意見を述べる。

本件請求を受けて事前に調査した限りにおいて、本件各学校の管理体制に不適切な点があると言わざるを得ない状況が認められる。

とりわけ、請求人が本件請求に係る事実証明書として提出した本件団体の利用実態について、本件各学校が把握できていない状況が見受けられる。

そのようなことから、本件各学校任せにすることなく、川口市教育委員会が自らの責任において、早急に本件団体の利用実態の確認を行った上で、本件各学校及び本件団体を適切に指導すべきである。

そして、今回の請求を重く受け止め、本年6月から始まる新たな学校施設開放事業が円滑に実施されるよう、今後の行政運営に繋げる機会としていただくことを強く望むものである。

住民監査請求書（職員措置請求書）

令和8年3月30日

川口市監査委員 あて

請求人

住所：

氏名：

第1 請求の趣旨

川口市が管理する体育施設（ 小学校体育館または 小学校体育館）において、非営利のスポーツ活動として貸し出されるべき施設が、営利活動および目的外利用に継続的に使用されている疑いがある。さらに、利用申請内容と実態の乖離が認められる可能性が高く、適正な施設管理義務に反する状態が生じている。

よって川口市長に対し、地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、以下の措置を求める。

- 1 事実関係の網羅的調査（利用申請内容・利用実態・収益発生の有無）
- 2 違反が確認された場合の利用許可取消
- 3 当該団体に対する市内体育施設の利用停止
- 4 学校施設開放団体登録の停止を含む見直し
- 5 再発防止のための制度および監督体制の改善

また、これらの行為に対し適切な是正措置が講じられていない場合、川口市の施設管理における「怠る事実」に該当する可能性がある。

第2 請求の理由

1 対象団体

2 営利利用（DVD制作・販売）

当該団体は、市施設を利用して撮影されたと考えられる映像を商業用DVDとして販売している。（証拠）・販売ページ ・映像内の施設特定情報
公共施設を用いた撮影行為と販売行為は一体不可分であり、仮に撮影自体を「練習」と主張したとしても、成果物が販売されている以上、その活動全体は営利性を帯びる。したがって本件は、形式上の名目にかかわらず、実質的に営利利用に該当する可能性が高い。

3 有償クリニック（収益発生構造の存在）

当該団体は外部参加者を募集し、参加費を伴うクリニックを継続的に実施している。

この行為は

・利用者の限定性を欠く（一般募集）・対価性がある（参加費徴収）・継続性がある（複数回実施）

ことから、単なる指導活動の範囲を超え、**事業的性格（準営業行為）**を有する。



よって、公共施設の非営利利用の枠組みを逸脱している。

4 目的外利用（許可条件逸脱）

体育館を「練習」として借用しながら、飲食を伴うレクリエーション（スイカ割り、かき氷等）が実施されている。

これは ・利用目的との明確な不一致 ・衛生・管理上の問題
を伴う行為であり、許可条件違反に該当する。

5 安全管理違反（火気使用）

体育館内における火気使用（ろうそく点火）は、一般的な施設利用規則に明確に反する行為であり、事故発生時には市の管理責任が問われ得る重大なリスク行為である。

6 虚偽申請の成立可能性

上記の各行為が事実である場合、利用申請時の「練習」等の申告内容は実態と一致せず、重要事項の不実記載に該当する可能性が高い。

特に ・営利活動 ・外部募集イベント ・飲食行為
は、通常の利用許可判断に影響を与える要素であり、これを申告していない場合、許可の前提自体が崩れる。

7 継続性・反復性

本件は ・DVD 販売（単発では成立しない）・クリニックの定期開催・複数の SNS 投稿
から、単発ではなく反復・継続的に行われていると推認される。

よって、単なる注意指導では是正困難であり、制度的対応が必要である。

8 想定される反論とその排斥

(1)「指導の一環であり営利ではない」との主張について

→成果物が販売され収益化されている以上、活動全体として営利性は否定できない

(2)「任意の謝礼・参加費である」との主張について

→対価性・反復性が認められる以上、実質的には有償サービス提供に該当する

(3)「チーム活動の延長である」との主張について

→外部募集・収益発生・目的外行為の存在により、内部活動の範囲を明確に逸脱している

9 市の管理責任

本件を看過した場合、市は

・営利利用の黙認 ・虚偽申請の見逃し ・安全管理義務違反の放置

という状態に陥り、施設管理者としての善管注意義務を尽くしていないと評価され得る。

したがって、本件は単なる一団体の問題にとどまらず、当該行為を把握し得たにもかかわらず是

正が行われていない場合には、川口市の施設管理における「怠る事実」に該当する可能性がある。

10 怠る事実の該当性

本件について、仮に市教育委員会等に対する通報や認識の機会があったにもかかわらず、是正措置が講じられていない場合には、地方自治法第 242 条第 1 項にいう「怠る事実」に該当する可能性がある。

第 3 求める措置

- 1 利用申請内容と実態の突合調査
- 2 収益発生の有無および規模の確認
- 3 違反が確認された場合の適切な対応（利用許可取消等）
- 4 必要に応じた学校施設開放団体登録の見直し
- 5 再発防止の観点からの適切な利用制限措置の検討
- 6 営利利用・目的外利用の監視体制の強化
- 7 利用許可審査基準の明確化および厳格運用

第 4 証拠資料

